令和元年度放課後等デイサービス指摘事項一覧

2事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1		定員を超過してサービス提供を行っている日がありました。災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合以外は、定員を超えてサービス提供を行うことがないようにしてください。	都条例第139号第76条で準用する第38条 障発0330第12号通知第5の3(3)で準 用する第3の3(1)	2
2		通所給付決定保護者に対して通知がされていませんでした。法定代理受領により給付費の支給を受けた際は、通 所給付決定保護者に対し通知をしてください。	都条例第139号第76条で準用する第29 条第1項 障発0330第12号通知第5の3(3)で準 用する第3の3(14)①	1
3	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項の届出について、確認ができませんでした。速やかに業務管理体制の整備に 関する事項の届出を行ってください。	児福法第21条の5の26 児福法施行規則第18条の38	1
4		必要なアセスメントの記録が確認できませんでした。放課後等デイサービス事業所として必要なアセスメントを行い、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき放課後等デイサービス計画の原案を作成してください。	都条例第139号第76条で準用する第12 条第2項 障発0330第12号通知第5の3(3)で準 用する第3の3(16)	1
5	欠席時対応加算	欠席日は確認できたものの、連絡を受けた日時や、相談援助を行った記録について確認ができませんでした。当 該加算の算定にあたっては、障害児又はその家族に相談援助を行い、連絡を受けた日時、相談援助の内容を記 録に残してください。	厚労告第122号別表第3の6の注 障発第0330第16号通知第2の2(3)① で準用する第2の2(1)①	1